

【扱い付き】

平成 20 年 5 月 22 日（木）

府労連・府労組連提案終了後（15:40）解禁

ラ・テ・イ 解禁後オープン

新聞 23 日朝刊

平成 20 年 5 月 22 日

新たな人件費削減の取組みについて

財政再建プログラム試案で示された人件費削減について、次のとおり削減案を取りまとめ、本日、一般職に係る削減内容について、職員団体（組合）に提案しましたのでお知らせします。

今後、職員団体（組合）と協議・交渉を行い、条例改正を要するものについては、7 月臨時議会に關係条例案を提出したいと考えています。

■ 今回の人件費削減案のポイント

○現在、職員のボーナスや管理職手当のカットを実施しているが、財政再建のための新たな取組みとして、全職員を対象に、今後 3 年間給料の月額を減額するとともに、都道府県レベルでは初めて、一般職の退職手当について、当分の間 5%の減額を行う。

○また、これに併せ、様々な給与制度の見直しにも着手。今回、退職手当、住居手当、通勤手当及び旅費等の制度見直しを実施。

○今回の人件費削減の規模は、今年度（8 月～3 月）については、393 億円（一般財源ベース 352 億円）、一般職の一人当たり平均カット額は、35 万 1 千円で、給料月額換算の 12.1%に相当。

現在実施しているボーナス・管理職手当のカット分を含めると、一人当たり 43 万 6 千円（給料月額換算で 15.0%）となる。

○国家公務員との給料の比較であるラスパイレス指数は、H19 年 4 月現在 97.0（全国 42 位）が概ね 89 程度になる見込。（都道府県で最低）

○なお、給料の月額の減額については、特に若年層に配慮するなど、役職、経験年数により 16～4%の減額率を設定した。

○特別職等についても、給料月額を 30～18%減額。退職手当についても、既に知事が 50%の減額を実施しているが、他の特別職等も 20～15%の減額を実施することとした。

* 削減内容についての詳細は次のとおり。

1 給与カット関係 (概要)

● 給料の月額のカット及び退職手当の減額

区 分		減額 (カット) 率	
		給料の月額	退職手当
特別職	知 事	30%	(*1) 50%
	副 知 事	20%	20%
	教 育 長 水道企業管理者	18%	15%
一般職	指 定 職	16%	10%
	部 長 級	14%	5%
	管 理 職	12%	
	管理職以外	10% ただし、若年層をはじめ、級・号給により8~4%の減額率を設定する。 (加重平均8.1%)	
効果額		H20年 269.1億円 (230.4億円)	H20年 56.1億円 (56.1億円)
		通 年 403.7億円 (345.5億円)	通 年 56.1億円 (56.1億円)

(注) 給料の月額のカットについては、H20年8月~H22年度までの時限措置。退職手当の減額については当分の間の措置。

(*1) 知事の退職手当の減額については、H20年2月議会で条例制定済。

2 制度見直し関係 (H20年8月から実施。ただし、通勤手当の見直しについては、H20年10月から実施。)

● 退職手当 (特別退職加算等の一部廃止)

50歳以上59歳以下の職員を対象に実施している特別退職制度について、対象職員を55歳以上の職員に限定。(50歳~54歳までの年齢による退職勧奨の廃止及びこれに係る「定年までの残年数×2%」の加算措置の廃止)
(国制度を下回る措置)

効果額	H20年 9.1億円 (9.1億円) <通 年 9.1億円 (9.1億円)>
-----	---

● 住居手当 (持ち家に係る手当の見直し)

住居手当のうち、持ち家に係る手当について、現行の月額4,600円を2,500円に改正するとともに、新築・購入後5年間の支給とする。(国準拠へ)
併せて、単身赴任手当受給者の持ち家に係る住居手当についても廃止。(国準拠へ)

効果額	H20年 13.3億円 (11.4億円) <通 年 19.9億円 (17.0億円)>
-----	---

● **通勤手当（交通用具の利用に係る手当の見直し）**

- ・通勤手当のうち、交通用具（自転車等）の利用に係る支給額区分（「一般」、「通勤不便者」、「身体障がい者」の3区分）を1区分（「一般」）に統合。（国準拠へ）
- ・一般の45km以上の支給額を国と同一とする。
- ・交通用具の支給要件について、使用距離を1km以上から2km以上に変更。（国準拠へ）

効果額	H20年 1.2億円（1.0億円） <通年 2.3億円（2.0億円）>
-----	--

● **旅費制度**

(1) **内国旅行の旅費について（国制度を下回る措置）**

- ① 日当（2,200円～3,000円）及び旅行雑費（200円）を廃止。なお、日当の廃止に伴い、日当の構成要素である地域内巡回交通費については実費支給に変更。
 - ② 旅行中宿泊料から夕・朝食相当額（2,200円～3,000円）を減額。
 - ③ 食卓料（2,200円～3,000円）を廃止。
 - ④ 宿泊料及び移転料について、指定職等の区分を廃止。
 - ⑤ 指定職等（部長級）の特別車両料金及び特別船室料金を廃止。
- ※①～③は、知事等についても同様。

(2) **外国旅行の旅費について**

死亡手当に係る区分を廃止し、手当額を統一。（府独自措置）

効果額	H20年 11.7億円（11.7億円） <通年 17.6億円（17.6億円）>
-----	--

3 **その他**

● **互助会等補助金の廃止（H20年度当初から先行実施）**

効果額	H20年 18.0億円（18.0億円） <通年 18.0億円（18.0億円）>
-----	--

● **非常勤職員の報酬減額等（H20年8月～H22年度まで）**

常勤職員の給料の月額減額に準じた減額等。

効果額	H20年 14.4億円（14.4億円） <通年 21.6億円（21.6億円）>
-----	--

- 以上の人件費削減の取組みと併せ、職員運動広場（多目的グラウンド、テニスコート）及び職員健康増進施設（体育室、武道室）の廃止についても同時に提案。

既に実施中の取組（～H22年度まで）

● **ボーナスカット（概要）**

区 分		カット率	効果額
特 別 職	知 事	30%	80.9 億円／年 (69.2 億円／年)
	副 知 事	15%	
	教 育 長 水道企業管理者等	10%	
一 般 職	指 定 職	6%	
	管 理 職		
	管理職以外		

● **管理職手当カット**

区 分	カット率	効果額
管 理 職	5%	2.0 億円／年 (1.7 億円／年)

削減効果額

【平成 20 年度（8 月～3 月分）】

新規取組分		合 計	実施中の取組 を含めた合計
カット関係	制度見直し等		
325 億円 (287 億円)	68 億円 (65 億円)	393 億円 (352 億円)	476 億円／年 (423 億円／年)

【平成 21・22 年度（通年分）】

新規取組分		合計	実施中の取組 を含めた合計
カット関係	制度見直し等		
460 億円 (402 億円)	88 億円 (85 億円)	548 億円 (487 億円)	631 億円／年 (558 億円／年)

ラスパイレース指数（予測）

H19 年 4 月 97.0 ⇒ H21 年 4 月 概ね 89

※都道府県で最低水準へ

職員一人当たりの影響額等

H20.8～H21.3 ベース

新たな人件費削減の取組効果

《削減総額》393億円（一般財源ベース 352億円）

	カット額	給料月額換算の削減率	退職手当の一人当たり影響額(再掲)
知事	348.0万円	30%	
副知事	182.4万円	20%	
教育長・水道企業管理者	132.5万円	18%	
部長級	75.4万円	16.3%	198.7万円
管理職	55.7万円	14.8%	161.3万円
管理職以外	33.8万円	11.8%	122.5万円
一般職員平均	35.1万円	12.1%	



実施中の取組（ボーナスカット等）を含めた取組効果（合計）

《削減総額》476億円（一般財源ベース 423億円）

	カット額	給料月額換算の削減率	退職手当の一人当たり影響額(再掲)
知事	577.7万円	49.8%	
副知事	272.7万円	29.9%	
教育長・水道企業管理者	181.1万円	24.6%	
部長級	107.5万円	23.3%	198.7万円
管理職	76.6万円	20.4%	161.3万円
管理職以外	41.4万円	14.5%	122.5万円
一般職員平均	43.6万円	15.0%	

通年ベース（21年度以降）

新たな人件費削減の取組効果

《削減総額》548億円（一般財源ベース 487億円）

	カット額	給料月額換算の削減率	退職手当の一人当たり影響額(再掲)
知事	522.0万円	30%	
副知事	273.6万円	20%	
教育長・水道企業管理者	198.7万円	18%	
部長級	109.4万円	15.8%	198.7万円
管理職	79.8万円	14.2%	161.3万円
管理職以外	46.9万円	11.0%	122.5万円
一般職員平均	48.9万円	11.2%	



実施中の取組（ボーナスカット等）を含めた取組効果（合計）

《削減総額》631億円（一般財源ベース 558億円）

	カット額	給料月額換算の削減率	退職手当の一人当たり影響額(再掲)
知事	751.7万円	43.2%	
副知事	363.9万円	26.6%	
教育長・水道企業管理者	247.3万円	22.4%	
部長級	141.5万円	20.4%	198.7万円
管理職	100.7万円	17.9%	161.3万円
管理職以外	54.6万円	12.8%	122.5万円
一般職員平均	57.4万円	13.2%	

参考1

給料の月額のカット影響額

(単位:円)

区 分			カット前 給料の月額	カット率	カット月額	カット後 給料の月額	カット額／年額
指定職給料表(2号)			784,000	16.0%	125,440	658,560	1,505,280
行 政 職	部長級	55歳	556,793	14.0%	77,951	478,842	935,412
	次長級	55歳	513,039	12.0%	61,564	451,475	738,768
	課長級	50歳	461,040	12.0%	55,324	405,716	663,888
	課長補佐	50歳	421,292	10.0%	42,129	379,163	505,548
	主 査	45歳	381,254	8.0%	30,500	350,754	366,000
	主 事	35歳	270,181	6.0%	16,210	253,971	194,520
大 卒 初任給		178,800	4.0%	7,152	171,648	85,824	
高 等 学 校 等 教 育 職	校 長	55歳	505,430	12.0%	60,651	444,779	727,812
	教 頭	55歳	486,057	12.0%	58,326	427,731	699,912
	教 諭	45歳	405,536	8.0%	32,442	373,094	389,304
		大 卒 初任給	207,688	4.0%	8,307	199,381	99,684
小 ・ 中 学 校 教 育 職	校 長	55歳	471,942	12.0%	56,633	415,309	679,596
	教 頭	55歳	457,948	12.0%	54,953	402,995	659,436
	教 諭	45歳	395,742	8.0%	31,659	364,083	379,908
		大 卒 初任給	207,688	4.0%	8,307	199,381	99,684

※各職階・年齢毎の給料月額は、H19年4月1日現在の実支給の平均給料月額
(人事委員会の職員給与実態調査結果より)

現行制度と改正案（概要）

1 退職手当

人事の刷新、公務能率の向上、財政負担の軽減等を目的として、50歳以上59歳までの職員（定年年齢が60歳の場合）に対し、特別退職の申出を募り、退職する職員に対して、退職手当条例第5条（整理退職等の場合の退職手当）を適用し、加えて「定年までの残年数×2%」の加算を実施している。

年 齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
加算率	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2	—

⇒ 改正案

- ・50歳～54歳までの年齢による退職勧奨の廃止（適用条項：5条勧奨→3条自己都合）及びこれに係る加算措置の廃止

年 齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
加算率	—	—	—	—	—	10	8	6	4	2	—

（例）50歳で勤続28年で退職した場合

現 行：退職時給料×1.2×5条支給率 46,956=56,3472

改正案：退職時給料× 3条支給率 38.3 (▲32%)

2 住居手当

項 目	現 行	改 正 案
持ち家手当額	4,600円/月	2,500円/月
支給対象期間	支給要件がある間	新築・購入から5年間
単身赴任手当受給者の持ち家に係る住居手当	2,300円/月	廃止

3 通勤手当（交通用具の利用者に係る手当）

区分	現 行			改 正 案
	一般	通勤不便者	身体障がい者	一般のみ
5km未満	2,000	—	2,900	2,000
5km～10km	4,100	—	6,000	4,100
10km～15km	6,500	9,400	9,400	6,500
15km～20km	8,900	12,800	12,800	8,900
20km～25km	11,300	16,200	16,200	11,300
25km～30km	13,700	19,700	19,700	13,700
30km～35km	16,100	23,200	23,200	16,100
35km～40km	18,500	26,700	26,700	18,500
40km～45km	20,900	26,700	29,900	20,900
45km～50km	23,300	26,700	33,300	21,800
50km～55km	25,700	26,700	36,800	22,700
55km～60km	28,100	28,100	40,200	23,600
60km～	30,500	30,500	43,600	24,500

また、交通用具の支給要件について、国では交通用具の使用距離が2km以上必要であるが、本府では1km以上で手当を支給している。

⇒ 改正案

- ・支給の要件を交通用具の使用距離1km以上から2km以上に変更。

4 旅費

(1) 内国旅行の旅費

① 日当及び旅行雑費

旅費制度は国の旅費法に準拠した旅費条例に基づき運用しているが、実費弁償の他に、管外では日当(2,200円～3,000円)を、管内では旅行雑費(200円)を支給している。

⇒ 改正案

- ・日当及び旅行雑費を廃止。なお、日当の廃止に伴い、日当の構成要素である地域内巡回交通費については実費支給に変更。

② 旅行中宿泊料

旅行中の夜数に応じて支給する旅行中宿泊料(10,900円等)の構成要素として「夕食代」と「朝食代」(2,200円等)が含まれている。

⇒ 改正案

- ・旅行中宿泊料から夕・朝食相当額(2,200円～3,000円)を減額。

③ 食卓料

水路・航空旅行で運賃のほかに食費を必要とする場合に食卓料(2,200円～3,000円)を支給している。

⇒ 改正案

- ・食卓料を廃止

④ 宿泊料及び移転料の支給区分について

宿泊料及び移転料について、指定職等(部長級)とそれ以外の支給区分が設けられている。

(※移転料は、赴任に伴う住所の移転等について路程に応じ支給。)

⇒ 改正案

- ・宿泊料及び移転料について、指定職等の区分を廃止。

⑤ 特別車両料金及び特別船室料金について

指定職等(部長級)の職務にある者にとっては、鉄道旅行については特別車両(グリーン車)料金が、船賃については特別船室料金が支給されている。

⇒ 改正案

- ・特別車両料金及び特別船室料金を廃止。

※①～③は、知事等についても同様。

(2) 外国旅行の旅費

・死亡手当について

旅行中に死亡した場合の死体運搬等に係る経費のための死亡手当について、職務の級ごとに区分が設けられている。

⇒ 改正案

- ・死亡手当に係る区分を廃止。宿泊料や移転料と同じく「6級(課長補佐級)」を含む区分による手当額に統一。